参考資料 63-4

情報通信審議会　情報通信技術分科会
ＩＰネットワーク設備委員会
運営方針

１　調査検討事項

ＩＰネットワーク設備委員会（以下「委員会」という。）は、情報通信審議会諮問第２０２０号「ネットワークのＩＰ化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について、以下の事項の調査検討を行う。

・ネットワークのＩＰ化に対応した電気通信設備に係る技術的条件

２　委員会の運営

⑴　委員会の会議は主査が招集する。
⑵　主査は、委員会の議事を掌握する。
⑶　委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する。
⑷　主査代理は、主査不在のとき、その職務を代行する。
⑸　主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
⑹　主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
⑺　主査は、委員会の調査検討を促進させるため、専門委員及び必要と認める者からなる作業班を設置することができる。
⑻　作業班の主任及び構成員は、主査が指名する。
⑼　作業班の運営については、主任が作業班に諮って定める。
⑽　その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

３　会議の公開等

⑴　会議は、次の場合を除き、公開する。
　ア　会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
　イ　その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合
⑵　委員会の事務局は議事概要を作成し、委員会の承認を得て公開する。

４　事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課がこれに当たる。